

鳥取縣公報

號 外 木 曜 日
昭和四年八月一日

告 示

◇鳥取縣告示第九十一號

鳥取縣警察部健康保險課ハ當分左記場所ニ置ク

昭和四年八月一日

鳥取縣知事 久保豊四郎

記

鳥取市吉方村七百七十二番地ノ一

彙 報

◇廳訓第三號

大正十一年五月廳訓第二號鳥取縣處務細則中左ノ通改正シ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年七月三十一日

鳥取縣知事 久保豊四郎

會計課ノ分掌中左ノ通改ム

第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

廳 中 一 般

- 二、健康保險特別會計所屬支拂元受高差引簿ノ記帳整理及支拂元受高轉換ニ關スル事項
- 第三號ヲ第三號トシ同號中「歳入歳出外現金」ノ次ニ「健康保險法ニ依ル滯納處分ノ際ニ於ケル歳入歳出外現金ヲ除ク」ヲ加フ
- 第三號ヲ第四號トシ以下順次繰下ク
- 第四條中「衛生」ノ次ニ「健康保險」ヲ加ヘ「六課」ヲ「七課」ニ改ム
- 警務課ノ分掌第十一號中「警察部」ノ次ニ「健康保險課ヲ除ク」ヲ加フ
- 健康保險課ノ分掌ヲ左ノ通定ム
 - 一、被保險者資格及標準報酬ニ關スル事項
 - 二、健康保險會計ニ屬スル歳入ノ徵收ニ關スル事項
 - 三、健康保險會計ニ屬スル歳入金現金ノ出納保管ニ關スル事項
 - 四、滯納處分ノ際ニ於ケル歳入歳出外現金ノ出納保管ニ關スル事項
 - 五、保險給付ニ關スル事項
 - 六、保健施設ニ關スル事項
 - 七、健康保險法ニ依ル審査ノ請求ニ關スル事項
 - 八、健康保險法ニ依ル訴願及訴訟ニ關スル事項
 - 九、健康保險ノ統計ニ關スル事項
 - 十、健康保險法第六十七條ニ依ル損害賠償ニ關スル事項
 - 十一、警察部健康保險課ニ屬スル文書ノ淨書及文書物品ノ收受發送ニ關スル事項
 - 十二、其ノ他健康保險ニ關スル事項

昭和四年八月一日印刷
昭和四年八月一日發行

(定) 小口一枚參厘四毛

發行者 鳥取縣鳥取市東町
 印刷者 鳥取縣鳥取市大字古海
 鳥取縣高郡大正村
 松江刑務所鳥取支所